

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年七月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年七月二十四日

埼玉県川越県土整備事務所長 坂 田 竜 也

路 線 名	県道東大久保ふじみ野線
供用開始の区間	ふじみ野市東久保一丁目一四七番一 地先から同市東久保一丁目一四七番 一地先まで
供用開始の期日	令和八年七月二十四日
備 考	令和六年六月二十一日付け埼 玉県川越県土整備事務所長告 示第十三号で告示した道路予 定区域の供用開始である。延 長四・一二メートル